

法人市民税 税額表

資本金等の金額	従業者数(市内)	均等割額	号
下記法人以外の法人等		5万円	1
1千万円以下	50人超	12万円	2
1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	13万円	3
	50人超	15万円	4
1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	16万円	5
	50人超	40万円	6
10億円を超える法人	50人以下	41万円	7
10億円を超え50億円以下の法人	50人超	175万円	8
50億円を超える法人	50人超	300万円	9

※資本準備金含む

法人税割額

平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割	14.7%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割	12.1%
令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割	8.4%

参考: 税率等は、市税条例第31条及び第34条の4に規定されています。